

目次

## 総務省設置法

第一次	第一章 総則（第一条）
第二章 総務省の設置並びに任務及び所掌事務等	第二節 総務省の設置（第二条）
第三章 総務省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）	第二節 総務省の長（第五条・第六条）
第四章 本省に置かれる職及び機関	第三節 特別な職（第七条）
第五章 審議会等	第二節 審議会等
第六章 設置（第八条）	第一款 設置（第八条）
第七章 地方財政審議会（第九条～第十七条）	第二款 地方財政審議会（第九条～第十七条）
第八章 行政不服審査会（第十七条の二）	第三款 行政不服審査会（第十七条の二）
第九章 情報公開・個人情報保護審査会（第十七条の三）	第四款 情報公開・個人情報保護審査会（第十七条の三）
第十章 官民競争入札等監理委員会（第十七条の四）	第五款 官民競争入札等監理委員会（第十七条の四）
第十一章 独立行政法人評価制度委員会（第十七条の五）	第六款 独立行政法人評価制度委員会（第十七条の五）
第十二章 國地方係争処理委員会（第十八条）	第七款 國地方係争処理委員会（第十八条）
第十三章 電気通信紛争処理委員会（第十九条）	第八款 電気通信紛争処理委員会（第十九条）
第十四章 電波監理審議会（第二十条）	第九款 電波監理審議会（第二十条）
第十五章 統計委員会（第二十一条）	第十款 統計委員会（第二十一条）
第十六章 特別の機関（第二十二条～第二十三条の二）	第十一章 特別の機関（第二十二条～第二十三条の二）
第十七章 地方支分部局（第二十四条～第二十九条）	第十二章 地方支分部局（第二十四条～第二十九条）
第十八章 外局	第十三章 外局
第一節 設置（第三十条）	第一節 設置（第三十条）
第二節 公害等調整委員会（第三十一条）	第二節 公害等調整委員会（第三十一条）
第三節 消防庁（第三十二条）	第三節 消防庁（第三十二条）
附則	附則
（設置）	（設置）
（目的）	（目的）
第一条 この法律は、総務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。	第一条 この法律は、総務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。
第二章 総務省の設置並びに任務及び所掌事務等	第二章 総務省の設置並びに任務及び所掌事務等
第一節 総務省の設置	第一節 総務省の設置
（任務）	（任務）
第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の適正かつ確実な実施の確保、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。	第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の適正かつ確実な実施の確保、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、総務省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3 総務省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

（所掌事務）

第四条 総務省は、前項第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。
- 二 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。
- 三 行政制度一般に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。
- 四 行政機関の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
- 五 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定並びに官民競争入札及び民間競争入札の実施の監理に関すること。

六 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいい、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）を含む。以下同じ。）に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。

七 独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法（独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法をいう。）、国立大学法人法及び総合法律支援法の定める制度の改正並びに廃止に関する審査を行うこと。

八 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

九 政策評価（国家行政組織法第二条第二項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。

十 各府省及びデジタル庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。

十一 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を行うこと。）及び監視を行うこと。

十二 第十号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（次号において「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。

イ 独立行政法人の業務

ロ 第八号に規定する法人の業務

ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人（その資金の二分の一以上が國からの出資による法人であつて、國の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務

ニ 国の委任又は補助に係る業務

十三 行政評価等に關連して、前号ニの規定による調査に該当するもののほか、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に關し調査を行うこと。

十四 各行政機関の業務（第十二号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。）

十五 行政相談委員に關すること。

- 十六 地方自治及び民主政治の普及徹底に関すること。
- 十七 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること。
- 十八 地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。
- 十九 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十一 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地開発公社及び土地の先買いに関する事務を行うこと。
- 二十二 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に関し、必要な意見を関係行政機関の長に述べること。
- 二十三 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力をすること。
- 二十四 地方自治に関する調査及び研究に関すること。
- 二十五 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 二十六 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十七 住民基本台帳制度に関すること。
- 二十八 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の指定及び通知、同条第七項に規定する個人番号カードの発行、交付及び管理並びに同条第八項に規定するカード代替電磁的記録の發行及び管理に関すること。
- 二十九 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律五百三十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び同法第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書の発行及び管理に関すること。
- 三十 住居表示制度に関すること。
- 三十一 行政書士に関すること。
- 三十二 地方公務員に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 三十三 地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に関すること。
- 三十四 地方公務員の共済制度及び灾害補償制度に関すること。
- 三十五 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 三十六 最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の國民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 三十七 前二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の施行の準備に関すること。
- 三十八 第三十五号及び第三十六号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。
- 三十九 政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に関すること。
- 四十 地方公共団体の財政に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 四十一 地方公共団体の負担を伴う法令案並びに国の歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積りについて、関係大臣に対し意見を述べること。
- 四十二 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第七条に規定する翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関すること。
- 四十三 後進地域その他の特定の地域に対する国の財政上の特別措置に関すること。
- 四十四 地方交付税に関すること。

- 四十五 地方債に関すること。
- 四十六 地方公共団体の財政資金の調達に関するあつせん、助言その他の協力に関すること。
- 四十七 当せん金付証票に関すること。
- 四十八 地方競馬、自転車競走及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定に関すること。
- 四十九 地方公共団体の経営する企業に関すること。
- 五十 地方公共団体の財務に関する事務に関する資料の提出の要求、調査及び助言に関すること。
- 五一 地方公共団体の財政の健全化に関すること。
- 五十二 第四十号から前号までに掲げるもののほか、地方財政に関すること。
- 五十三 地方税、森林環境税及び特別法人事業税に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 五十四 法定外普通税及び法定外目的税の新設又は変更に係る協議及び同意に関すること。
- 五十五 前二号に掲げるもののほか、地方税、森林環境税及び特別法人事業税に関すること。
- 五十六 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税に関すること。
- 五十七 国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- 五十八 符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信（以下「情報の電磁的流通」という。）のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律並びにこれらの施設の整備の促進に関すること。
- 五十九 國際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること。
- 六十 前二号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること。
- 六十一 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整に関すること。
- 六十二 日本放送協会に関すること。
- 六十三 非常事態における重要な通信の確保に関すること。
- 六十四 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること。
- 六十五 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること。
- 六十六 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。
- 六十七 電波の利用の促進に関すること。
- 六十八 周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関すること。
- 六十九 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に関する技術上の規格に関すること。
- 七十 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。
- 七十一 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。
- 七十二 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものに関すること。
- 七十三 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。
- 七十四 郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。）に関すること。
- 七十五 郵便認証司に関すること。
- 七十六 信書便事業の監督に関すること。
- 七十七 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。
- 七八 統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。

七十九 統計調査の実施についての審査及び調整並びに統計基準の設定に關すること。

八十 統計職員の養成の企画及び立案に關すること。

八十一 國際統計事務の統括に關すること。

八十二 國勢調査その他國勢の基本に關する統計調査の実施及び製表並びに國の行政機關又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に關すること。

八十三 第七十八号から前号までに掲げるものほか、統計技術の研究その他統計の發達及び改善に關すること（他の行政機關の所掌に屬するものを除く。）。

八十四 公益信託の監督に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。

八十五 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第三条第一項の規定による特別交付金に關すること。

八十六 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律（平成十二年法律第百十四号）第九条第四項に規定する弔慰金等に關すること。

八十七 旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍從軍看護婦に対する弔慰金等に關すること。

八十八 一般戦災死没者（今次の大戦による本邦における空襲その他の災害のため死亡した者をいう。）に對して追悼の意を表す事務に關すること（厚生労働省の所掌に屬するものを除く。）。

八十九 國會議事堂等周辺地域及び外國公館等周辺地域の静穩の保持に關する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定による政党事務所周辺地域の指定に關すること。

九十分 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に關する法律（平成二十八年法律第九号）第四条第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所の敷地の指定並びに同条第二項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に關すること。

九十一 所掌事務に係る一般消費者の保護に關すること。

九十二 所掌事務に係る国際協力に關すること。

九十三 政令で定める文教研修施設において、所掌事務に關する研修を行うほか、次に掲げる研修を行うこと。

九十四 地方公務員に対する地方自治に関する高度の研修

九十五 国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修

九十六 公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）第四条に規定する事務

九十七 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第二項に規定する事務

九十八 前各号に掲げるもののほか、他の行政機關の所掌に屬しない事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた事務

九十九 前項に定めるもののほか、総務省は、前条第二項の任務に

関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要な政策に關して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に關する事務をつかさどる。

**第三節 総務省の長**  
(総務大臣)  
総務省の長は、総務大臣とする。

**第五条** 総務省の長は、総務大臣とする。  
(勧告及び調査等)

**第六条** 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号及び第十一号に掲げる事務について必要があると認めるときは、関係行政機關の長に対し勧告をすることができる。

2 総務大臣は、第四条第一項第十一号の規定による評価又は監視（以下この条において「評価又は監視」という。）を行っため必要な範囲において、各行政機關の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は各行政機關の業務について実地に調査することができる。

3 総務大臣は、評価又は監視に關連して、第四条第一項第十二号に規定する業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

4 総務大臣は、評価又は監視の目的を達成するために必要な最小限度において、第四条第一項第十三号に規定する地方公共団体の業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。

五 総務大臣は、評価又は監視の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に關し、協力を求めることができる。

六 総務大臣は、評価又は監視の結果関係行政機關の長に対し勧告をしたときは、当該行政機關の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

七 総務大臣は、評価又は監視の結果行政運営の改善について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。

八 総務大臣は、評価又は監視の結果綱紀を維持するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、これに關し意見を述べることができる。

九 第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職

（総務審議官）

第七条 総務省に、総務審議官三人を置く。

第八条 本省に、地方財政審議会を置く。

九 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

第一款 設置

二 総務審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に係る重要な政策に關する事務を總括整理する。

二 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

行政不服審査会

情報公開・個人情報保護審査会

官民競争入札等監理委員会

独立行政法人評価制度委員会

国地方係争処理委員会

電気通信紛争処理委員会

電波監理審議会

統計委員会

## 第二款 地方財政審議会

### （所掌事務）

**第九条** 地方財政審議会は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）、地方交付税法、競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）、自動車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）、モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第一百十三号）、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第一百五十七号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第一百四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 地方財政審議会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に關し、総務大臣に対し、必要的勧告をることができる。

二 地方財政審議会は、委員五人をもつて組織する。

## 第十条

地方財政審議会は、委員五人をもつて組織する。

(会長)	<b>第十一條</b> 地方財政審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。
2	会長は、会務を総理し、地方財政審議会を代表する。
3	地方財政審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならぬ。
	(委員の任命)
<b>第十二条</b>	委員は、地方自治に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。
2	前項の委員のうちには、次に掲げる者を含まなければならない。
一	全国の都道府県知事及び都道府県議会の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人
二	全国の市長及び市議会の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人
三	全国の町村長及び町村議会の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人
3	委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、第一項の規定にかかわらず、委員を任命することができる。
4	前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
	(任期)
<b>第十三条</b>	委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2	委員は、再任されることができる。
	(委員の罷免)
<b>第十四条</b>	総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、両議院の同意を得て、これを罷免することができます。ただし、第十二条第二項の委員については、あらかじめ、それぞれ当該委員を推薦した地方公共団体の長及び議会の議長の各連合組織の意見を聴かなければならぬ。
	(委員の兼職等の制限)
<b>第十五条</b>	地方財政審議会の委員は、在任中、総務大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
	(委員の給与)
<b>第十六条</b>	委員の給与は、別に法律で定める。
	(政令への委任)
<b>第十七条</b>	第九条から前条までに規定するもののはか、地方財政審議会の組織、所掌事務、職員その他地方財政審議会に関し必要な事項については、政令で定める。
	(行政不服審査会)
<b>第十七条の二</b>	行政不服審査会については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)に基づく命令を含む。の定めるところによる。
	(情報公開・個人情報保護審査会)
<b>第四款</b>	情報公開・個人情報保護審査会設置法
<b>第十七条の三</b>	情報公開・個人情報保護審査会については、情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)に基づく命令を含む。の定めるところによる。
	(官民競争入札等監理委員会)
<b>第十七条の四</b>	官民競争入札等監理委員会については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
	(第六款 独立行政法人評価制度委員会)
<b>第十七条の五</b>	独立行政法人評価制度委員会については、独立行政法人通則法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

	<b>第七款</b> 国地方係争処理委員会
	<b>第十八条</b> 国地方係争処理委員会については、地方自治法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
	<b>第十九条</b> 電気通信紛争処理委員会については、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)、電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)及び放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。
	<b>第九款</b> 電波監理審議会
	<b>第二十条</b> 電波監理審議会については、電波法及び放送法並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。
	<b>第二十一条</b> 統計委員会については、統計法(平成十九年法律第五十三号)。これに基づく命令を含む。の定めるところによる。
	<b>第二十二条</b> 統計委員会
2	前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、政治資金適正化委員会とする。
	(中央選挙管理会)
<b>第二十三条</b>	中央選挙管理会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、公職選挙法、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三百三十六号)、日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第三百六号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。
	(政治資金適正化委員会)
<b>第二十三条の二</b>	政治資金適正化委員会については、政治資金規正法(昭和二十三年法律第三百九十四号)。これに基づく命令を含む。の定めるところによる。
	(第四節 地方支分部局)
	<b>第二十四条</b> 本省に、次の地方支分部局を置く。
2	前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、次の地方支分部局を置く。
	(設置)
	管区行政評価局
	沖縄総合通信事務所
	(管区行政評価局等)
<b>第二十五条</b>	管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第一項第九号から第十五号までに掲げる事務並びに内閣法第二十六条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務を分掌する。
2	総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第一項第三号、第四号、第六号から第八号まで、第七十八号から第八十号まで及び第八十三号に掲げる事務(同号に掲げる事務にあっては、統計技術の研究に関するものを除く。)に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。
	一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)、第二十二条第二項の案内所
2	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第三百四十号)、第二十二条第二項の案内所

3	管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、第一項に規定する内閣法第二十六条の規定により監督を受けるものとする。	三 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税に関すること。
4	管区行政評価事務所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。	四 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。
5	沖縄行政評価事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。	五 条約又は法律（法律に基づく命令を含む）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること。
6	沖縄行政評価事務所の内部組織は、総務省令で定める。	六 地方公共団体に交付すべき今次の大戦による不発弾その他の火薬類で陸上にあるものの処理に関する事業に係る交付金に関すること。
2	行政評価支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。	（行政評価支局）
2	行政評価支局の内部組織は、総務省令で定める。	（行政評価支局）
3	（行政評価事務所）	（行政評価事務所）
第二十七条	管区行政評価局及び行政評価支局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、行政評価事務所を置く。	第二十七条 管区行政評価局及び行政評価支局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、行政評価事務所を置く。
2	行政評価事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。	（行政評価事務所）
2	行政評価事務所の内部組織は、総務省令で定める。	（行政評価事務所）
3	（総合通信局等）	（総合通信局等）
第二十八条	総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第一項第五十八号から第六十七号まで、第六十九号から第七十一号まで、第七十六号、第九十一号及び第十九十六条号に掲げる事務を分掌する。	第二十八条 総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第一項第五十八号から第六十七号まで、第六十九号から第七十一号まで、第七十六号、第九十一号及び第十九十六条号に掲げる事務を分掌する。
2	総合通信局の名称、位置管轄区域及び内部組織は、政令で定める。	（総合通信局等）
3	沖縄総合通信事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。	（総合通信局等）
2	（総合通信局等の出張所）	（総合通信局等の出張所）
第三十二条	総務大臣は、総合通信局又は沖縄総合通信事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、総合通信局又は沖縄総合通信事務所の出張所を置くことができる。	第三十二条 総務大臣は、総合通信局又は沖縄総合通信事務所の所掌事務の一部を分掌せるたため、所要の地に、総合通信局又は沖縄総合通信事務所の出張所を置くことができる。
2	総合通信局又は沖縄総合通信事務所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、総務省令で定める。	（総合通信局等の出張所）
第四章	外局	第四章 外局
第一節	設置	第一節 設置
第三十条	国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて総務省に置かれる外局は、次のとおりとする。	第三十条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて総務省に置かれる外局は、次のとおりとする。
公害等調整委員会	消防庁	公害等調整委員会 消防庁
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第三十一条	公害等調整委員会については、公害等調整委員会設置法の定めるところによる。	第三十一条 公害等調整委員会については、公害等調整委員会設置法の定めるところによる。
第三十二条	消防庁については、消防組織法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。	第三十二条 消防庁については、消防組織法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。
附 則		附 則
（第三条 第二項の規定する移行期間の末日）	（第三条 第二項の規定する移行期間の末日）	（第三条 第二項の規定する移行期間の末日）
（総務審議官の設置期間の特例）	（総務審議官の設置期間の特例）	（総務審議官の設置期間の特例）
（第三条 第七条第一項の総務審議官のうち一人は、当分の間、置かれるものとする。）	（第三条 第七条第一項の総務審議官のうち一人は、当分の間、置かれるものとする。）	（第三条 第七条第一項の総務審議官のうち一人は、当分の間、置かれるものとする。）
（第四条 地方財政審議会の所掌事務の特例）	（第四条 地方財政審議会の所掌事務の特例）	（第四条 地方財政審議会の所掌事務の特例）
（第二十五条第二項（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三十八条の施行による。）の規定は、同法の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。）	（第二十五条第二項（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三十八条の施行による。）の規定は、同法の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。）	（第二十五条第二項（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三十八条の施行による。）の規定は、同法の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。）
（所掌事務の特例）	（所掌事務の特例）	（所掌事務の特例）
（第一条 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。）	（第一条 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。）	（第一条 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。）
（一 地方特例交付金に関すること。）	（一 地方特例交付金に関すること。）	（一 地方特例交付金に関すること。）







(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条並びに附則第四条、第六条及び第九条から第十一条までの規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二五年五月三一日法律第二八号) 抄

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条(内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る)及び第五十条の規定 公布の日

**附 則** (平成二六年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二六年四月一八日法律第二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

**第一条** この法律は、施行する。

**附 則** (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)に相当するものとみなす。

**第十一条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

**第十三条** 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

**附 則** (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに

**附 則** (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成二八年三月一八日法律第九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則** (平成二八年三月一八日法律第九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成二八年三月三一日法律第一三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

**第五条** 行政庁の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるものと、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則** (平成二七年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年三月三一日から施行する。

**附 則** (平成二七年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年三月三一日から施行する。

**附 則** (平成二七年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十八年三月三一日から施行する。

**附 則** (平成二八年三月三一日法律第一三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二八年三月三一日から施行する。

**附 則** (平成二八年三月三一日法律第一三号) 抄

第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年

年十月一日

附則（平成二十八年一月二八日法律第八六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年三月三日法律第一〇号）抄

（施行期日）（平成二九年三月三日法律第一〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成三一年三月二九日法律第二号）抄

（施行期日）（平成三一年三月二九日法律第二号）抄

1 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三一年三月二九日法律第三号）抄

（施行期日）（平成三一年三月二九日法律第三号）抄

1 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三一年三月二九日法律第四号）抄

1 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三一年三月三〇日法律第八号）抄

1 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成元年五月一七日法律第七号）抄

1 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令和元年五月一四日法律第一〇号）抄

（施行期日）（令和元年五月一四日法律第一〇号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（令和二年三月三日法律第五号）抄

（施行期日）（令和二年三月三日法律第五号）抄

1 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三日法律第十九号）抄

（施行期日）（令和三年三月三日法律第十九号）抄

1 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。  
(処分等に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により從前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧法令の規定により從前の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令のより相当の国の機関に対ししてされた申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により從前の国の機関に対しして申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に從前の国の機関に対ししてその手続がされているものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

この法律の施行前に旧法令の規定により從前の国の機関に対しして申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に從前の国の機関に対ししてその手続がされているものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対ししてその手續がされていないものとみなして、新法令の規定期を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）  
第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）  
第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）  
第一条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）  
第一条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日のから施行する。

(政令への委任)

**第七十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** (令和四年三月三一日法律第一〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日) 附 則 (令和四年一月二八日法律第九二号) 抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第一項の改正規定並びに次条及び附則第五条から第九条までの規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和五年三月三一日法律第一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(政令への委任)

**第三十条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 (令和六年六月七日法律第四六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年六月七日法律第四六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 第三条の規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定、同法第二条第七項の改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定並びに同法第十六条にただし書及び各号を加える改正規定（同条ただし書に係る部分に限る。次号において同じ。）を除く。）並びに附則第八条から第十一条までの規定、附則第十三条中「デジタル庁設置法第四条第二項第四号の改正規定及び附則第十五条の規定」公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日